**江別市地域おこし協力隊（スマート農業普及啓発）**

**地域協力活動管理業務委託公募実施要領**

１　委託業務名

江別市地域おこし協力隊（スマート農業普及啓発） 地域協力活動管理業務

２　業務内容に関する事項

（１）　目的と概要

江別市では、市外（都市部）から人材を受け入れ、地域の活性化に繋がる活動期間を経て、本市への定住及び定着を促進する「地域おこし協力隊」の制度を、平成28 年度から活用しています。

今般、主にスマート農業普及啓発業務を地域協力活動として任用する隊員の専門的技術の習得やスキルアップ、また労務管理による効率的な活動推進に繋がるよう、隊員を雇用し、活動をサポートいただく事業者・団体を募集します。

（２）　委託業務内容

（７ページ～）「江別市地域おこし協力隊（スマート農業普及啓発）　地域協力活動管理業務委託　仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（３）　委託方法

仕様書、応募書類、及び本市と受託候補者との協議に基づき契約内容を定め、業務委託契約を締結します。

（４）　委託業務期間

　契約期間の始期から、その年度の３月31日までの1年度とする。

　なお、契約期間の始期は令和８年４月１日を予定している。

　また、隊員の活動期間（最大３年間）の間、契約の更新（再契約）を行う場合がある。

３　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程等 |
| 募集開始（実施要領等の公表） | 令和７年９月１日（月） |
| 質問書提出期限 | 令和７年９月９日（火）午後５時まで（必着） |
| 質問書に対する回答 | 令和７年９月１６日（火）（随時回答） |
| 申込書類提出期限 | 令和７年９月１９日（金）午後５時まで（必着） |
| 選定の審査 | 令和７年９月２９日（月） |
| 審査結果の通知 | 令和７年９月３０日（火） |
| 契約締結・業務開始 | 令和８年４月１日（水）（予定） |

４　応募資格、必要な資格・許認可等

本公募に参加できる者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　江別市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、登録されていない者にあっては、「６ 応募手続(１)⑥」の書類を提出すれば参加できるものとする。

(3)　江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成１１年３月１０日施行）による指名停止を受けていないこと。

(4)　江別市暴力団排除条例（平成２５年条例第３８号）第７条第１項に規定する暴力団関係事業者等でないこと。また、役員等が同条例第２条第２号に規定する暴力団員でないこと。

(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6)　国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

（７）　受託候補者として選定された場合、市と協議のうえ必要な協力・調整を行い、隊員の委嘱開始時に委託業務を開始できること

（８）　隊員が社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害（公務災害）補償）へ加入できること

（９）　事業所（本店、支店又は営業所）が江別市内にあること

（１０）　スマート農業に関する専門技術を有すること。

（１１）　スマート農業に関する官公庁事業の業務実績を有すること。

５　質問の受付及び回答

(1)　提出書類

　　　質問書（様式１）による。

(2)　質問期間

　　　令和７年９月１日（月）から９月９日（火）午後５時まで

(3)　提出方法

本要領第１１に定める担当部署まで電子メールで提出すること。なお、件名に「地域おこし協力隊管理業務委託質問書」と明記し、送信後に着信確認のため、必ず担当部署に電話連絡をすること。

(4) 質問に対する回答

質問及び回答は、質問者名を伏せ、令和７年９月１６日（火）までに、市ホームページ上で随時回答する。

上記提出方法以外の質問及び質問期間を過ぎた質問への回答はしない。また、評価基準・配点等、本公募の評価等に影響を及ぼす恐れがある質問については回答しない。

なお、質問によって本実施要領及び仕様書の内容に変更が生じた場合は、回答をもって周知したものとする。

６　応募手続

（１）　提出書類

①　申込書兼誓約書（様式２）

② 江別市地域おこし協力隊 地域協力活動管理業務受託エントリーシート（様式３）

③　会社概要（任意様式A4：3枚以内）

④　スマート農業に関する専門技術を有することを確認可能な資料（任意様式A4：3枚以内）

⑤　スマート農業に関する官公庁事業の業務実績を確認可能な資料（任意様式A4：1枚）

⑥　江別市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、下記書類も提出すること。

ア 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書[複写可]

イ 印鑑（登録）証明書　[複写可]

ウ 国税の納税証明書　[複写可]

エ 都道府県税及び市町村税の完納証明書等　[複写可]

本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の完納を証明する書類（新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届（写し））

(2) 提出期限

令和７年９月１９日（金）午後５時まで（必着）

(3) 提出方法

本要領第１１に定める担当部署まで持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出すること。持参の場合は、土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前９時から午後５時までとする。

なお、参加申込書兼誓約書の提出をもって、本要領に定める事項に同意したものとする。

(4) その他

参加申込書兼誓約書の提出以降、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式４）を提出すること。

（５）　注意事項

提出書類等について、不備や不足、内容確認等が必要となる場合、担当部署から連絡する場合がある。なお、書類整備や、疑義について確認ができない場合、選定に不利となる場合がある。

提出書類の作成、提出及びヒアリング審査への参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

７　選定の審査

本業務の受託候補者については、「江別市地域おこし協力隊（スマート農業普及啓発） 地域協力活動管理業務選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）において審査（非公開）する。

(1)　ヒアリング審査

・　実施日は令和７年９月２９日（月）とし、詳細は個別に通知する。

・　出席者は、実際に業務に携わる責任者を含み、３人以内とする。

・　１事業者につき３０分程度のヒアリングを行う。

・　選考委員会が別紙「評価基準」に基づき審査を実施する。

・　各委員の評価点の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

（２）　審査結果通知

　　全ての事業者に対して文書で通知するとともに、市ホームページにて受託候補者名と全ての事業者の評価点数を公表する。ただし、受託候補者以外の事業者名称は公表しない。

(３) 留意事項

・　参加事業者数が１者の場合でも、審査は実施する。

・　審査において、各委員の評価点合計が５割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

・　審査結果に関する問い合わせ及び異議等は一切受け付けない。

・　応募書類の提出が５者を超える場合は、書類審査を行い、ヒアリング審査参加者を選定する。書類審査を行った場合、書類審査結果については９月２２日（月）午後５時までに電子メールで通知する。

８　契約事項

（１）　江別市契約に関する規則（昭和４３年規則第１号）等の関係法令の規定に基づき、受託候補者と委託契約を締結する。なお、仕様書、契約条件等の詳細については別途協議するものとする。

（２）　受託候補者が契約を辞退又は協議が不調となった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結する。

９　失格要件

　　次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 本実施要領等に示した提出方法、提出期限及び提出場所を守らなかった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

１０　その他

（１）　提出された企画提案書類等は、江別市情報公開条例（平成１４年条例第７号）の規定に基づき、公文書公開請求の対象となる。

（２）　本業務委託に係る契約期間の始期は令和８年４月１日を予定しており、本事業に係る令和８年度予算の議決が得られなかった場合は、本業務委託は中止となる場合がある。この場合、受託候補者が自主的に実施した準備作業（資料作成、人員手配、設備導入等）に要した費用、及び調査費、その他一切の費用については、市では補償しないものとする。

1１　担当部署

　　江別市経済部農振興課課（農村環境整備係） 担当：山田

　　　〒067-8674　北海道江別市高砂町6番地

　　　TEL：011-381-1025（課直通）

 MAIL：nogyo@city.ebetsu.lg.jp

（別紙）

江別市地域おこし協力隊（スマート農業普及啓発）地域協力活動管理業務委託

評価基準

１　評価項目

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 配点 |
| １　事業の内容が隊員の委嘱目的に合致しているか。 | １０ |
| ２　隊員の業務（地域協力活動）へのサポート体制は十分であるか。 | １０ |
| ３　活動を通し隊員が得られる経験や知識・スキルが、任期終了後の隊員の地域定着や地域における起業などに資すると見込まれるか。 | １０ |
| ４　スマート農業に関する専門技術を有すること。 | 10 |
| ５　スマート農業に関する官公庁事業の業務実績を有すること。 | 10 |
| 合計 | 50 |

２　配点表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 非常に優秀 | 優秀 | 標準 | やや劣る | 劣る |
| １０点配点の場合 | １０ | ７ | 5 | ２ | １ |

評価得点の合計を１委員につき5０点満点として採点し、各委員の評価得点の合計が最も高い１者を受託候補者として選定する。

江別市地域おこし協力隊（スマート農業普及啓発）　地域協力活動管理業務委託　仕様書

（令和８年４月任命予定・スマート農業普及啓発支援員）

|  |  |
| --- | --- |
| 委託業務名 | 江別市地域おこし協力隊（スマート農業普及啓発）　地域協力活動管理業務 |
| 業務の目的 | 　今般採用を予定している隊員は、主にスマート農業普及啓発業務を地域協力活動とするスマート農業普及啓発支援員である。この隊員を雇用し、業務管理により円滑な活動の推進をサポートすること、業務に関する専門的な知識やスキルの習得を促すこと。 |
| 業務内容 | （１）隊員の雇用に関すること　受託者は、その就業規則等に基づき、雇用保険・健康保険・厚生年金の被保険者資格取得要件を満たす勤務条件で隊員を雇用すること。隊員の活動に対し給与を支給し、活動に要した経費を支払うこと。（２）隊員の活動サポートに関すること　受託者は、雇用主として、隊員の活動に対し適切な管理・指導・助言等を行い、隊員が任務に関する専門的知識やスキルを習得することについて支援すること。（３）隊員の地域生活・定着へのサポートに関すること　隊員としての任務のほか、地域おこし協力隊へ向けた研修等への参加を促し、起業や地域定着へ向けた情報収集の機会を設けること。また、日常生活に関する助言や相談対応により、地域生活の不安や不便の解消に助力すること。 |
| 業務委託期間 | 契約期間の始期から、その年度の３月３１日までの１年度とする。隊員の活動期間（最大３年間）の間、契約の更新（再契約）を行う場合がある。 |
| 業務委託料 | 報酬費　3,100,000円程度（12カ月）　契約書に定める報酬等の額は、税及び社会保険料額を控除し、その全額を隊員へ支給するものとする。　※報酬等…報酬費、通勤費活動経費　1,１００,００0円程度（12カ月）　活動経費…移動に係る旅費、作業道具や消耗品費、委託料（普及啓発企画の実施など）、車両・PC・スマート農業機械等の使用料・賃借料、社会保険料など。　※借上げ住居の賃借料や、スキルアップのための研修費用は、別途市で予算措置しており、委託料に含まない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 委託料の支払方法 | 　4月から９月までの期間を「前期」、１０月から翌年３月末までの期間を「後期」とし、各期について概算払いとする。 |
| 報告義務 | ①隊員の勤務状況について　隊員の月の活動日数及び１日の活動時間・活動内容、休暇の取得について管理し、定期的に市へ報告すること（毎月1回以上）。②受託業務の実績報告　前期・後期それぞれの期間終了後、10日以内に受託業務の履行状況を「実績報告書」として市に提出すること。③精算報告書　全期間終了後、10日以内に受託業務における経費の支出状況を「精算報告書」として市に提出すること。市は、報告書に基づき検査を行い、検査完了後に精算を行う。精算の結果、概算交付額に残余金が生じた場合は、受託者は市が定める期限までに市に返還すること。 |
| その他 | ・　受託者が必要な報告を行う際の様式は任意とする。報告内容を保管する添付資料についても同様とする。・　受託者の報告について、市が必要と認めるときは、受託者は報告内容の根拠となる追加資料を市に提出すること。・　活動に係る経費について、対象経費であるか否かの判断が難しい場合は事前に市へ相談すること。対象外経費に対し、委託料は支払われないので留意すること。・　隊員の勤務条件や活動内容、または契約金額に関することなど、業務委託に関する事項の全般について、市と選定された受託者が協議を重ねたうえで業務委託契約を締結することとする。・　本業務委託に係る予算の議決が得られなかった場合は、本業務委託は中止となる。 |